

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 55 分

場所 県民会館 509 号室

2 出席委員

網谷繁彦、大浦清和、大西眞彦、大野久芳、坂田博美、佐藤建明、

塩谷俊之、園 尚人、田中智宏、古埜雅浩、松井誠二、三國嘉彦、

村上 憲

（欠席委員：中村好成、鷺北英司）

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第 145 条第 1 項の規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

坂田博美、村上 憲

6 県職員

水産漁港課：堺課長、飯田副主幹、加藤主任（海区主任兼務）、阿部技師

7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課課長兼務）

8 付議事項（議題）

（1）海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業の免許について（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料 1 により「海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業の免許について」説明があった。

本年 6 月 1 日付けで公示した漁場計画について免許申請があり、漁業法第 70 条の規定に基づき、委員会に意見を伺うものである。漁場計画については、新たな区画漁業権として、区第 27 号から 31 号の 5 件を追加し、7 月 31 日までを免許申請期間として公示したところ、申請期間中に各 1 件の申請があった。区第 27 号と区第 28 の漁場の位置は富山市の地先、漁業の名称は区第 27 号ではかき垂下式養殖業、区第 28 号では藻類養殖業で、とやま市漁業協同組合から申請があった。区第 29 号から区第 31 号は、いずれも漁場の位置は射水市地先、漁業の名称は区第 29 号ではかき垂下式養殖業、区第 30 号及び 31 号では藻類養殖業で、新湊漁業協

同組合から申請があった。類似漁業権か新規漁業権かの別については、今回の申請は全て新規漁業権に該当する。資料の 3 ページは、今回の申請に関する参考情報として、各組合において水産業協同組合法に基づき、総会で免許申請を行うことについて決議が行われていることを示すものである。また、今回の漁業権は、団体漁業権として設定しており、漁業権者である漁協が漁業権行使規則を制定し、組合員がその規則に基づき行使することとなる。行使規則の制定については、漁業法第 106 条第 4 項に定める関係地区の組合員の同意が必要とされており、その同意について確認した状況を示している。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等は無く、議題（2）に移った。

（2）海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業権免許における適格性について（審議）

事務局の加藤主任から、資料 2－1、2－2 及び 2－3 により「海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業権免許における適格性について」説明があった。

申請者の適格性の審査の具体的方法として、事務局から案の説明があった。水産庁の「通知」等を参考にすると、申請ごとに、異議あり・なしの声で採決し、もし異議ありの声があった場合は詳細に審議する方法とした。審査に際し、漁業法 146 条により「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に与ることができない」となっているが、定置漁業権の場合と異なり、今回審査の対象となる区画漁業権に関しては、申請者が漁業協同組合のため、委員が該当の漁協を代表、関係する者であっても、組合と委員は別人格なので、自己に関する事件にはあたらないとされているので、今回は審査に加わっていただける。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等は無く、適格性の審査の方法について事務局案のとおりとすることで「異議なし」として決議された。

続いて、事務局の加藤主任から、免許の適格性について説明があった。免許の申請に対し、免許をしない場合について漁業法に定めがあり、①「申請者が漁業法第 72 条に規定する適格性を有する者でない」とき、②「海区漁場計画と異なる申請」であるとき、③「その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある」とき、④「漁場の敷地が他人の所有である場合や水面が他人の占有に係る場合で、同意がない」とき、とされている。今回の申請では②～④は該当がなかった。①の適格性については、団体漁業権の免許の適格性を有する者は、漁業法第 72 条第 2 項により、「当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。」とされている。今回の免許申請は、いずれも新規での団体漁業権の免許申請であり、漁業法第 72 条第 2 項第二号に示された内容「その組合員のうち関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数

が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの」が適格性の要件となる。今回申請があった漁業協同組合の地区には、漁業権の関係地区の全部が含まれており、また、各申請者からは適格性を満たすことを証する書面が提出されている。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等はなく、区画漁業権5件の審査を行うこととなった。区画漁業権の適格性の審査は、資料2-2に基づき1件ずつ行われた。その結果、すべて「異議なし」とされ、申請者に適格性があることが議決された。これにより、県から諮問のあった「海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業の免許」について、資料2-3の答申案のとおり「いずれの申請者も適格性を有する」として答申することが承認された。

(3) 知事管理漁獲可能量の設定について（べにずわいがに）（諮問）

県水産漁港課の阿部技師から、資料3-1により「知事管理漁獲可能量の設定について（べにずわいがに）」について説明があった。

漁業法では、都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即し、国から配分された都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）を定めるものとされている。今般、「べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」の令和8管理年度の本県の都道府県別漁獲可能量について、令和8年6月18日付け8水管第833号をもって国から通知された。

本系群は、令和7管理年度から新たにTAC管理が始まり、本格導入に至る前の3段階のステップアップ管理のうち、ステップ2となる。ステップ2では、国からの都道府県別漁獲可能量は「試行水準」として示されており、知事管理漁獲可能量を「試行水準」として定めることについて諮問する。なお、ステップ2では、国からは試行目安数量として379トンが示されているが、採捕停止命令は発出されない。

委員から意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として資料3-2の案のとおり答申することが承認された。

(4) べにずわいがにかごなわ漁業許可方針の一部改正について

水産漁港課の飯田副主幹から、資料4により「べにずわいがにかごなわ漁業許可方針の一部改正について」説明があった。

許可漁業とは一般には禁止している漁業について許可を与えて操業を認める漁業であり、一般的に知事が管理できる海域や漁獲圧がそこまで強くない漁業であれば、知事許可漁業として管理している。本県の知事許可漁業としては、今回のべにずわいがにかごなわ漁業のほか、小型機船底曳網や底刺し網など、現在17の許可漁業があり、350件の許可を出している。許可毎に操業の海域や制限などの条件、許可隻数などが「許可方針」に規定されており、今回は、べにずわいがにかごなわ漁業（以下、べにかご漁業）の許可方針の内容を見直すものとなる。

令和6年10月にかにかご漁業保護組合から、県に対してかご数と連数

を変更して制限を緩和する要望書が提出された。令和6年の能登半島地震により、ベニズワイガニの一部の漁場で個体数の減少がみられ、漁獲量が減少していたことから、このような状態での制限の緩和は難しく、漁獲動向などを注視していた。この度、見直しの機会と捉えて海区漁業調整委員会に意見を求めるものである。

べにかご漁業は、本県で知事許可漁業となった昭和39年には58隻が許可を受け操業していたが、現在は18隻の許可を維持しながらも、実際に操業している船は10隻まで減少している。かごなわ漁船の減少要因としては、漁業者の高齢化や後継者不足、漁船の老朽化のほか、定置網などに比べ漁場が遠く、燃油の高騰などに大きく影響を受け、採算が厳しいことがあげられる。

べにかご漁業では、許可方針の条件において、資源管理等を目的として操業海域や漁獲物のほか、使用するかご数などの漁具の仕様等を制限しているが、かごの数などの制限により、効率の良い操業の妨げになっている面もある。ついては、許可条件中、使用できるかご数及び連数の制限を緩和し、操業日数（出漁回数）をこれまでより抑え、燃油を節約することで、操業の効率化と経営の安定化を図ることが可能となる。

今回、漁獲圧を高めることによる影響について考察する。国内では、これまで漁船の隻数や規模、漁獲日数等の制限等によりに資源管理が行われてきたが、平成30年漁業法が抜本的に改正され、直接漁獲量を規制するTAC管理を基本とすることに改められた。令和7年9月からはベニズワイガニがTAC管理対象種となり、今後は、国の資源評価に基づき資源管理目標を設定し、資源量の水準を維持し、又は回復させることとなる。

ベニズワイガニの知事許可水域における資源量指標値は、令和6年には過去最高の53.0万に達し、直近5年間（令和2～令和6年）の動向は横ばいと判断されている。また、富山湾の漁獲物の甲幅組成は、大臣許可よりも漁獲物が大きく、成体の比率が高い傾向があると報告されていることから、本県漁業者の漁場においては、資源評価の観点からも資源量、大きさとも良好である。

県内の漁獲量をみると、平成15年漁期の漁獲量は675トンで、操業隻数は18隻であった。その後、漁獲量及び操業隻数は右肩下がりに減少しており、令和6年漁期の漁獲量は223トン、操業隻数は10隻まで減少した。ただし、平成15年漁期からの1日操業あたりの漁獲量に顕著な減少・増加傾向はみられなかったことから、資源量は安定していると考えられる。また、今回のかご数及び連数の緩和は、かごの浸漬時間延長による未成年体の保護にもつながると考えられる。

令和5年漁期中に発生した令和6年能登半島地震によって、漁具の流失や、湾奥の一部の海域では海底地すべりによるものと思われる漁獲減少が見られたが、令和7年漁期は、258トンとやや回復した。一方で、湾内においては、漁業者が減少していることから、未利用の漁場が一定程度見込まれている。なお、湾奥の一部でカニが減少した海域を漁場とする漁業者は、新たな漁場の開拓を行うため、現在、2連の漁具制限があるなか、1

連を漁獲の不安定な未開拓漁場に設置するなどの試みを行っており、燃油高騰のなか、苦しい経営を余儀なくされている。

他の漁業への影響については、べにかご漁業の操業海域は 800m 以深であり、県内の他の漁業種類とのトラブルはほぼない。漁場が重複する漁業としては、ばいかごなわ漁業が挙げられるが、べにかご漁業の許可を有する漁業者は、ばいかごなわ漁業と兼業していることから、当該漁業漁業者同士による調整が可能であるとともに、富山県バイ簗保護組合においても円滑に漁業調整されている。また、他県の状況をみると、現在の富山県のかご数は、兵庫県から新潟県までのべにかご漁業のなかで最も少ない状態である。

県内の漁獲量は漁業者数の減少に伴い、右肩下がりとなっている一方、本県では、平成 29 年に富山県のさかな 3 種に続く魚種として県産ベニズワイガニを「高志の紅（アカ）ガニ」と銘打ち、ブランド化を図るとともに、最近では「寿司といえば、富山」ブランディングプロジェクトのもと、富山の水産物の魅力を国内外に発信している。これらのことから、本県水産業の振興はもちろんのこと、観光業、飲食業など幅広い産業を含め、ベニズワイガニの漁獲量の維持は重要である。

以上から、今回、要望のとおり、200 かご（湾内 80 かご）以内、連数 2 連以内を、400 かご以内、4 連以内に改めたいと考えるので、委員会に意見を求める。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

佐藤委員：現行の許可方針には、「使用かご数及び連数」について、「総トン数 20 トン未満の場合」には、富山湾の湾奥の海域においては、かごの合計が 80 個以内、連数は 2 連以内とする但し書きがあるが、これを取り払うことになるのか、確認したい。

飯田副主幹：但し書きは取り払って、すべてを 400 かご、4 連以内としたい。

佐藤委員：資源管理上或いは漁業調整上の大きな問題は発生しないとの理解であるか？

飯田副主幹：かにかご保護組合の中で、本件について話し合った際、皆さん、400 かごを希望していた。資源の管理については、TAC により今後管理して行くことから、かごの制限については緩和したい。

網谷会長：禄剛崎より北の、白山瀬の海域では石川県との漁場の競合があるが、現在の制限では富山県のかご数がかなり少ないことから、石川県に合わせて、今回、かご数や連数を変更することは必要と考える。

網谷会長：富山県の許可漁業についても、将来、若い漁業者が自立できるように、許可数をこれ以上減らすべきではないと考えている。以前は、減船の流れがあったが、減らしてしまうと復活できないことから、ベニズワイガニの 10 隻についても、安定的な供給を続けるためにも、県でしっかりと確保していただきたい。また、小

型機船底曳網漁業についても、かつて 20～30 隻あったが、現在は 10 隻余りであり、知名度が上がったシロエビの供給を継続するためにも、許可数をこれ以上減らないようにしていただきたい。

大野委員：ベニズワイガニを獲る漁船が現在 10 隻とのことであるが、船毎の漁獲量の較差はどの程度あるのか？

飯田副主幹：少ない船では 4～5 トン程度であるが、多い船では 40 トン弱ぐらいの漁獲があった。

網谷会長：許可漁業については、若い漁業者が努力すれば、船主になれる道を残してあげる必要があると思う。

これら以外に委員から意見や質問等は無く、べにずわいがにかごなわ漁業の許可方針の見直しについて、委員会として「異議なし」として決議された。

(5) 資源管理の状況等の報告について（報告）

県水産漁港課の加藤主任から、資料 5 により「資源管理の状況等の報告について」について説明された。

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、漁業法等に基づき、1 年に 1 回以上、資源管理の状況や漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならないとされている。その報告は都道府県知事が行う免許や指導、勧告等の判断の基礎となり、いずれの行政処分においても海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされている。そのため、都道府県知事は、1 年に 1 回以上、委員会に対し必要な報告をするものとされている。今回、県内の共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権の令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日の資源管理の状況等の報告について、委員会に報告する。

資源管理の状況等の報告や聞き取り等を基に、「海面利用制度等に関するガイドライン」のチェックシートを用いて点検した。すべてのチェック項目を満たす免許については問題なしと評価した。

対象期間に操業がなかった免許（定置漁業権：定第 8、12、36、49、54、73 号、区画漁業権：区第 3、6、9、12～19、23、24 号）について、聞き取り等を行った結果、人員不足や採算がとれないこと等の合理的な理由により一時的に操業を見合わせていると判断されたことから、これらの免許について、問題なしと評価した。

以上の説明について、委員から意見や質問等は無かった。

(6) 全国海区漁業調整委員会連合会の令和 9 年度要望事項について（協議）

事務局の前田事務局長から、資料 6－1 から 6－4 により「全国海区漁業調整委員会連合会の令和 9 年度要望事項について」説明があった。

全国海区漁業調整委員会連合会（以下、全漁調連）から、今年度の国への要望が 7 月 2 日に行われ、その際、国から回答があったので、結果について説明する。例年の継続要望に対しては、これまでと同様の回答内容となっているものがほとんどであり、新規の要望に対する回答等についてのみ

説明する。

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について、2（3）混獲回避、減収に対する支援制度、ウ「漁業収入安定対策事業の拡大」については、「支援措置を継続的に実施するとともに、法制化についても検討すること。」との要望に対して、水産庁からは「現行の積立ぶらすは、平成23年の創設以来、15年以上にわたり、毎年の予算編成過程により、必要な予算を確保しているところであり、当面、法制化の必要はないと考えている。」との回答があった。

同じく、エ「いか釣り漁具被害対策」については、「新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。」との要望に対して、「耐用期間が短い消耗品的な漁具であり、保険の仕組みでカバーするのはハードルが高い。」との回答があった。

V 漁業法改正後の制度運用について、2（5）TAC管理の柔軟な運用については、「資源の上振れ発生時や、やむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。」との要望に対して、水産庁からは「枠の融通や国の留保からの迅速な配分、リスク評価結果を踏まえた翌管理年度とのTACの調整等の運用を行っているところであり、引き続き、より良いTAC管理を実現するための手法を検討してまいりたい。」との回答があった。

国からの回答は以上のとおりであったが、全漁調連では、来年度に向けて要望の見直しを行う予定としている。各海区からの見直し案を、11月の日本海ブロック会議において協議し、ブロックの要望として提案する。これまでの要望内容は多岐にわたるため、今回、全漁調連事務局から、全漁調連として取り上げる範囲を改めて整理する必要があると、要望内容を見直し、重複や並立が生じないように組み替える方針が示されている。全漁調連事務局から、令和9年度要望「たたき台」が示されており、これまでの要望内容を整理統合等している。大項目が7項目あったものが、6項目に整理され、また、支援策の要望等の、漁業調整委員会の権限等を超えた内容については削減し、漁業調整や資源管理上の問題などに絞り込まれている。

この「たたき台」について、各海区で存置、変更、新規追加、削除を検討するように求められているが、全漁調連の方針を踏まえると、当海区から修正すべき事項等について、今回、事務局からの提案はない。何か提案すべき事項があれば、本日、ご協議いただきたい。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

大野委員：全漁調連からの従来の要望について、県漁連の要望と重なっている部分があると思うが、それはそれで良いと思う。各方面から要望し、中央で連携が取れば良い。

三國委員：クロマグロの国際交渉において、メキシコが反対して日本の提案が否決されたと報道されていたが、最近の報道では、メキシコが賛成に転じたとあり、どの様になるのか、お聞きしたい。

飯田副主幹：国は8月中旬に合同作業部会を改めて開催できるように調整し

ており、開催できれば日本からの提案は受け入れられると思われる。日本の案は、大型魚は 2000 トン以上の増枠、小型魚は 300 トンほど削減といった内容となっている。合同作業部会が開催できれば、11 月の年次会合で承認され、来年度から大型魚が増枠になれば良いと期待している。

網谷会長：私も県漁連の役職に就いていたが、理事会等でもっと要望内容について活発に議論されればと思っていたが、具体的な要望に関する議論はなかった。県漁連でこうした議論がないために、海区で止むを得ず出てくるのではないかと思う。大野委員からお話があったように双方から要望して強い意見に集約されるという考えもあるかもしれないが、県漁連は民間で、海区漁業調整委員会は公的な組織であることから、本来、民間から要望すべき事項については、県漁連で活発に議論していただきたいと思う。

これら以外に委員から意見や質問等は無く、要望書の「たたき台」について「見直し」なしとすることについて、委員会として「異議なし」として決議された。

(7) その他

意見はなかった。

(8) 次回委員会

次回の委員会は、令和 8 年 11 月 16 日（月）13:30 より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和 8 年 8 月 12 日

議長_____

署名委員_____

署名委員_____